

社会的責任(SR)のISO規格化の動き

ISO26000でSRに関する基本を提示 手段・方法は組織自身が創意工夫を

社会的責任(SR)に関する国際規格ISO26000。現在、規格化に向けた作業が進んでおり、2009年初頭に発行される見通しである。日本の産業界を代表するエキスパートとして規格の策定作業に携わっている関正雄氏(株式会社損害保険ジャパン CSR・環境推進室長)に、作業の進捗状況やISO26000のポイントについてお話を伺った。



株式会社損害保険ジャパン CSR・環境推進室長
関 正雄氏

マルチステイクホルダー参加による規格づくりを推進

ISO26000の特徴は、すべての組織に適用可能な文書である、ガイダンス(指針)文書である、第三者認証を目的としない、という3つが大きな柱です。

この規格は産業界だけでなく、政府組織や消費者団体、NGOなど、あらゆるタイプの組織への適用を想定しているため、CSRの「C」を外してSR(社会的責任)に名称を統一。また、第三者認証を目的としないガイダンスという位置付けで、文書全体を通して「should(～が望ましい)」を使用することになっています。

また、従来のISOの策定プロセスと異なる画期的な点は、ISO史上初めてマルチステイクホルダーの参加による規格づくりを行っていること。具体的には、「政府」「労働者」「消費者」「NGO」「産業界」「その他」という6つのカテゴリで300人近いエキスパートが世界中から集まり、それぞれの立場からさまざまな意見を出し合いながら規格を策定しています。

こうした多様性を重視する考え方は、ワーキンググループ(WG)の構成においても反映されています。議長国と副議長国は、途上国と先進国のペアで構成。ツィング方式と呼ばれるこの方法は、WG以下のタスクグループ(TG)でも導入されています。

さらに、最終的にWGで規格案を一本化する際、単純に多数決で決めるのではなく、参加者全員の合意に達するまで徹底的に議論を重ねていくという点も特徴の一つ。マルチステイクホルダーの参加と全員のコンセンサスを得ようという姿勢は、「持続可能な社会創造に向けて、環境保護・人権の尊重といった普遍的な価値基準を世界の組織に浸透させる」というISO26000の性質上、非常に大切であると思います。

[表1] ISOでのSR(社会的責任)検討経緯

2001年4月	ISO理事会で規格作成可能性と要否の検討をISO/消費政策委員会(COPOLCO)に要請
2002年6月	ISO/COPOLCOが規格化の必要性を答申
2002年9月	ISO/技術評議会(TMB)に高等諮問委員会(SAG)を設置、CSRの規格化を検討開始
2003年2月	名称をCSRからSRに変更
2004年4月	SAG報告書をISO/TMBに提出
2004年6月	ISO/SR国際会議、TMBで規格化が決定
2005年3月	サリバードール第1回ISO/SR作業部会(WG)会議
2005年9月	バンコク第2回ISO/SR WG会議
2006年5月	リスボン第3回ISO/SR WG会議
2007年1月	シドニー第4回ISO/SR WG会議
2009年1月	ISO26000発行予定

「ステイクホルダー・エンゲージメント」の考え方を提言

ISOでのSR検討経緯については、表1に示したとおりです。ここで、これまでのWG会議の流れとポイントを簡単に紹介しましょう。

2005年3月の第1回サリバードール会議では、3つの暫定TGの設置が決定されました。暫定TGの役割は、規格化作業に向けて最初に重要な問題を深く議論し、どう規格に反映させるべきかを提言するというもの。注目されるのは、「ステイクホルダー・エンゲージメント」について検討を行う暫定TG4が設置された点です。

「ステイクホルダー・エンゲージメント」という言葉の意味は、「お互いに立場の違う、組織とステイクホルダーが歯車のように噛み合う」と捉えていただければ理解しやすいでしょう。WGの議論では当初、ステイクホルダーと組織の相互関係において「ステイクホルダーの、聞いてもらう権利」、あるいは「組織が、自らの活動に関して説明する義務」という考え方が提起されました。これに対し私も参画した暫定TG4では、「互いに受容できる成果を達成するために、組織とステイクホルダーが相互に自発的に協力的な関係を構築する」、「問題解決へと導き、信頼を築くような」、双方向のメカニズムとして考えるべきであると提言しています(表2)。

2005年9月バンコクで開催されたWG第2回会議では、それまでの議論や決定事項などに基づいて作成された設計仕様書を採用。現在はワーキングドラフト(WD)作成、つまりガイダンス起草の段階に入っており、今年5月の第3回リスボン会議でドラフト第1版、WD1の検討が行われました。来年1月開催の第4回シドニー会議では第2版となるWD2について議論する予定で、最終的に規格が発行されるのは当初の予定よりも若干遅れ、2009年1月になる見通しです。

[表2] ステイクホルダー・エンゲージメントに関する議論の展開

ステイクホルダーの、**聞いてもらう権利**。
また、**組織の自らの活動に関してその内容を説明する義務**。



- ・意見を交換し、期待を明確にし、相違を示すとともに、共通の基盤を明らかにして**問題解決へと導き、信頼を築くような、双方向のメカニズム**。
- ・組織とその全てのステイクホルダーが、互いに受容できる成果を達成するために、**相互に自発的に協力的な関係を構築することをめざすべきである**。
- ・これは、**重要なステイクホルダーが対話し、全ての関係者の社会的責任への期待に沿う前向きな成果を生み出すことによって達成される**。
- ・ステイクホルダーが自らにとって**重要と考えることを述べる機会をもち、また組織はその決定と活動をステイクホルダーに説明することが重要**。

(ITG4 issue paperより)

「日本産業界エキスパート案」を今年3月に提案

次に、今回のSR規格策定において、日本の産業界が果たしてきた役割について説明しましょう。

2006年3月、WD1作成へのインプットとして「ISO26000ワーキングドラフト日本産業界エキスパート案」を提案しました。これは、規格のフルドラフト案を書いてみたもので、WD1作成の参考にして下さいという位置付けのものです。

エキスパート案のポイントは、すべての組織への適用を念頭、組織の自主的な取り組みを促す、具体的な活動事例を掲載、実効性のカギとしてステイクホルダー・エンゲージメントを重視、ステイクホルダー相互のパートナーシップを強調、の5点に集約されます。

もう少し具体的に説明すると、すべての組織への適用を念頭に置くというのは、リソースの乏しい途上国や中小規模の組織でも使いやすく、役に立つような中身にしようという視点が、規格策定作業において重要だと判断したため。そして、組織の自主的な取り組みを促すには、規格でいくつかのアプローチや手段を明示し、その中から組織の実態に合ったものを取捨選択できるようなものにしたほうがよいと考えました。

さらに、SRの規格化で実現をめざすべき本源的な価値は「人間の尊厳と多様性の尊重」と「持続可能性の追求」であると定義した上で、社会的責任を効果的に実践するための原則として、ステイクホルダー・エンゲージメントを規格に盛り込むべきではないか。また、例えば企業とステイクホルダーの関係を考えた場合、「ステイクホルダーが企業に物申す、それに企業が応答する」という片務的な関係に終わるのではなく、社会的課題の解決のためには、ステイクホルダーも行動を変えなければならぬだろうし、企業はそれを後押しする必要があるだろう。つまり、お互いに指摘すべきことは指摘し合い、パートナーシップを組んで単独では解決できない課題に立ち向かうことが、新たなSR規格化のめざすべき姿ではないか。以上が、日本の産業界エキスパート案の特徴的な主張点になります。概要については日本経団連のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

日本からは私を含めてさまざまなセクターから計6名がエキスパートとして参加しています。ここで補足しておきたいのは、この6人による合議で意見をまとめるのではなく、各エキスパートがそれぞれの立場、知見に基づいて発言を行っていること。そのため、私自身も国の代表としてというより、日本産業界の代表という立場で、自分自身の信念に基づいて意見を言っています。従って、今年3月に提案したエキスパート案も、CSR実践の実務経験に基づいた日本産業界の意見を表明したということです。こうしたさまざまな立場から意見をストレートにぶつけ合い、活発に議論することが、このSR規格策定においては特に重要だと思っています。

今年5月の第3回リスボン会議において、われわれが作成したエキスパート案を配布したところ、各国のエキスパートから「バランスのとれ、よく練られた案だ」との評価を受けました。今後の議論を進めていく上で、完成イメージの例を示すことが

[表3] CSRに関する主な国際規格

名称	概要
The Global Compact	国連により発表。人権、労働、環境、腐敗防止の10原則
OECD 多国籍企業ガイドライン	加盟国政府が多国籍企業に対して一定の行動のあり方を勧告する指針
ILO多国籍企業及び 社会政策に関する原則の三者宣言	政府・使用者団体・労働者団体の三者が、多国籍企業のガイドラインとして雇用・労働に関して発した宣言
コー・円卓会議の企業行動指針	日米欧の民間企業経営者が協働で策定した初めての企業行動指針
SA8000	不公正かつ非人道的な労働慣行を撤廃することを目的とした米NGOによる規格
AA1000	ステイクホルダーの関与のもと、組織の社会・倫理的説明責任を改善することを目的とした英国NGOによる規格
GRIガイドライン	米NGOより発表。環境・社会・経済的側面を含めた情報開示のための報告指標

できたという意味において、お役に立てたのではないかと思います。今後も日本の産業界の代表として、実用的で役に立つ規格にするための提言を積極的に行い、規格策定に貢献していく考えです。

規格発行を待たず、主体的な取り組みを

ISO26000がガイダンス規格であることに対し、「第三者認証も可能な、かっちりした規範や規格にすべきではないのか」というご質問をいただくことがよくあります。ただ、ここ数年社会的責任という言葉が注目を集めるようになったとはいえ、まだ「社会的責任」という用語の共通定義もできていない状況です。そうした中で、1から10までカチッと決めて「こういようにやりなさい」という規格をつくってしまえば、組織の創造性発揮やイノベーションの制約条件になってしまう恐れがあるというのがわれわれの見解です。まず、ガイダンスとしてSRの取り組みの基本を提示した上で、手段・方法については組織自身が創意工夫しながら体系化を行う。そして、それを現場に落とし込んで検証しながらレベルを高めようという視点が大切だと考えています。

CSRに関する国際規格は、代表的なものだけでも表3に示したように数多く存在している状況です。今後、新たにISO26000が加わるわけですが、より多くの組織にSRの浸透を図っていく上で、世界的に認知されているISOのブランド力が威力を発揮するだろうと期待しています。

最後に、ISO26000の動向に対し、日本の産業界の注目が集まっているのは、社会的責任に対する意識が高まっている一つの証といえます。ただ、これから取り組もうとお考えになっている企業は、規格が発行する2009年まで待つ必要はまったくありません。なぜなら、日本の産業界が取り組みを推進する上で拠り所になるような立派なドキュメントが、すでに存在しているからです。

私は、日本経団連が2004年に改定・発表した「企業行動憲章」とアクションプランに落とし込んだ「実行の手引き」、そして昨年10月の「CSR推進ツール」が、SRに取り組むために有効な3点セットだと考えています。ほかにも、経済同友会や商工会議所などからさまざまな提言がされており、取り組みの参考になるでしょう。もちろん、国際規格としてISO26000が発行されることはとても意味のあること。だからといって、ISO26000に過度な期待をかけるのはどうかと思いますし、一方で警戒もする必要もないと思います。